

# 1 熊本県公報

第12404号 平成 27年 3月 27日(金)

(毎週 火・金発行)

# \_\_\_\_\_ 目 次

告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保金	全課) 2
○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全 ○生活保護法に基づく指定医療機関の指定・・・・・・・・・・・・(社会福祉	
○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止・・・・・・・・・・・(  』	) 3
	) 3 坊課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・(切り) ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・(	別様) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・( )	,
○工砂火青簀放区域及い工砂火青村別貴放区域の指定・・・・・・・(	, 10
	" ) 18
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・(	,
○人吉都市計画下水道事業人吉公共下水道の事業計画変更認可・・・ (下水環リ	
○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全 ○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃	
○ 保安林の指定に関する予定·························(	) 34
○熊本都市計画下水道事業合志公共下水道の事業計画変更認可・・・(下水環	
○指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・(高齢者支持	
○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・(「間間有叉1 ○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・( " ○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全 ○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( "	
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全	
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃	) 36
() 直 絡 の 🗵 域 変 更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 👚 🥤	) 36
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( "	) 36
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( "	) 37
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( "	) 37
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(  』	) 37
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(  』	) 38
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( "	) 38
	<b>防課</b> ) 39
	" ) 49
○ 十砂災 室 鑿 戒 区 斌 及 び 十砂 災 室 蜂 別 鑿 戒 区 斌 の 指 定 ・・・・・・・・・()	" ) 58
○上於災害擊戒区域及び土砂災害弊別擊戒区域の指定・・・・・・・(	" ) 69
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・( ○指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全 ○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全	, 00
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保金	
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( = // リー・	) 77
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( "	) 77
<ul><li>公 告</li></ul>	) ((
次 <del>言</del>	
○ 典田地利田町八卦両の羽司 (典地・典楽振)	脚細) 77
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振り	
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振り ○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振り ○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振り ○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・( " ○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・( " ○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛所不分明	) 78 ) 78
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振りの農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 全課) 78
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 全課) 78 ) 79
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 全課) 78 ) 79 ) 79
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 全課) 78 ) 79 ) 79 新課) 79
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 全課) 78 ) 79 ) 79 所課) 79 ) 80
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 ) 78 全課) 78 ) 79 ) 79 ) 80 画課) 80
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 ) 78 全課) 78 ) 79 ) 79 ) 80 画課) 80
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 ) 78 全課) 78 ) 79 ) 79 ) 79 ) 80 画課) 80 輔課) 80
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・(農地・農業振りの農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 78 ) 78 ) 78 全課) 78 ) 79 ) 79 ) 79 ) 80 画課) 80 輔課) 80
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () () 80       () () () () () () () () () () () () () (
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () 80       () () () () () () () () () () () () () (
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () 80       () () () () () () () () () () () () () (
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () 80       () () () () () () () () () () () () () (
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () 80       () () () () () () () () () () () () () (
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () 80       () () () () () () () () () () () () () (
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () 80       () () () () () () () () () () () () () (
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	() 78       () 78       () 78       () 79       () 79       () 79       () 79       () 79       () 80       () 80       () 80       () () () () () () () () () () () () () (

認······ (情報企画課)	82
〇公的個人認証サービスに係る情報提供手数料の額の承認・・・・・・ ( " " )	83
<b>登載依頼</b> ○能士県教室の本系、駐女ボスズ教佛派出来の名称、佐豊、ボ	
○熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所 管区域又は警備区域の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(警察本部地域課)	0.4
管区域又は警備区域の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・(警察本部地域課) ○熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則・・・・・・(人事委員会)	84 84
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・(八事委員云)	84
○教育長の営利企業等の従事制限に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
○熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正	01
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則・・・ ( " " )	85
〇熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・ ( " )	86
○熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規	
則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・(学校人事課)	86
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・(企業局総務経営課)	86
○熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を	
改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(学校人事課)	87
○熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正	0.7
	87
○熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令・・・・・・(労働委員会)	88
〇熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程 の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.0
○熊本県労働委員会公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・ ( " " )	88 88
	00

### 告 示

# 熊本県告示第307号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条 の2の規定により告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁

- 保安林予定森林の所在場所 天草市五和町御領字二ノ迫3650番4(次の図に示す 部分に限る。)、3643番1、3643番2、3644番1、3653番から3655 番まで、3660番1から3660番6まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件 3
  - (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字二ノ迫3643番1・3644番1・3653番から3655番まで・366 0番1から3660番5まで(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、 3650番4

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 熊本県告示第308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永し帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# (薬局)

<u>** /41 /</u>		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
エリア調剤薬局 西松	八代市西松江城町4番27号	平成27年2月1日
江城店		

ハロー薬局	菊池郡大津町室226-1	平成27年2月1日

# 熊本県告示第309号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平 成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により 次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告 示する。

平成27年3月27日

医療機関の名称

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

盛止年月日

### (歯科)

			<b>光 工 干</b> 刀 口
			平成23年10月19日
(	薬局)		
	医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
	有限会社みやた薬局	玉名市天水町部田見2727	平成27年2月28日
	ハロー薬局	菊池郡大津町室226-1	平成27年2月1日

医療機関の所在地

# 熊本県告示第310号

別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 高田辺谷川(482-1-051)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)葦 北 郡 芦 北 町 海 路
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 高田辺川 (482-1-052)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)葦北郡芦北町海路
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 向牛渕川-1(482-1-101-1)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)葦北郡芦北町田川
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 向牛渕川-2 (482-1-101-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地 葦北郡芦北町田川

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

- 5 向牛渕川-3 (482-1-101-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
    - 葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 6 赤江川(482-1-104)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 7 外が平川-1 (482-1-119-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

葦北郡芦北町湯浦

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 8 外が平川-2 (482-1-119-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町湯浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 9 寺川内川 (482-1-121)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡芦北町宮崎

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 10 桑川内川(482-2-033)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

**葦北郡芦北町海路** 

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 11 糸川内川(482-2-035)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡芦北町海路

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

12 瀬平川(482-2-036)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町海路
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

13 村下川(482-2-056)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町桑原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

14 上田川川-1 (482-2-065-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町田川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 15 上田川川-2 (482-2-065-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

16 松崎川1(482-2-071)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町芦北
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 17 松崎川2(482-3-003)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町芦北
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 18 脇迫-1 (482-1-006-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

葦 北 郡 芦 北 町 黒 岩

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

20 脇迫-3 (482-1-006-3)

(1) 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡芦北町黒岩

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部 芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 21 脇迫-4(482-1-006-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 22  $\cancel{\text{B}}\cancel{\text{id}} 5$  (482 1 006 5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 23 脇迫-6 (482-1-006-6)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 脇迫-7 (482-1-006-7) 2.4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

葦 北 郡 芦 北 町 黒 岩

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

小木場-1 (482-1-007-1) 2 5

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町黒岩
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 小木場-2 (482-1-007-2) 2 6
  - (1)土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡芦北町黒岩

土砂災害警戒区域の表示 (2)

次の図のとおり

(3)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 小木場-3 (482-1-007-3) 2 7
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦 北 郡 芦 北 町 黒 岩
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 8 小木場-4(482-1-007-4)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)葦北郡芦北町黒岩
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 寺川内A(482-1-110)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)葦北郡芦北町宮崎
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 0 湯 $\ddot{a}$  - 1 (482-1-123-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 章北郡芦北町湯浦、宮崎 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 31 湯浦-2 (482-1-123-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町宮崎
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 32 湯浦-3 (482-1-123-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町宮崎
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- $3\ 3$  湯浦-4 ( $4\ 8\ 2-1-1\ 2\ 3-4$ )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町宮崎
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 34 湯浦-5(482-1-123-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町宮崎
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 35 外ヶ平(482-1-148)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町湯浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 36 黒岩B(482-2-008)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町黒岩

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 37 湯治(482-2-091)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町湯浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 38 松崎 C (482-3-009)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町芦北
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 39 寺川内B(482-3-015)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町豊岡
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 平国下 (A) -7 (484-1-011-7)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町福浜
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 2  $\Psi \equiv D 2 (484 2 001 2)$ 
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町福浜
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 次の図のとおり (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 桜戸A-3 (484-2-024-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町岩城
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 丸岡(484-2-001(人))
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町小津奈木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部 芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第312号

一土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 上梅木 2 1 (4 4 1 1 0 1 7 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 上梅木2-2 (441-1-017-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 上梅木2-3 (441-1-017-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 4 上梅木2-4 (441-1-017-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 5 松/生1(441-1-048)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町七滝、山都町島木 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 6 藤木1-1 (441-1-049-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
    - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 7 藤木1-2 (441-1-049-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 8 藤木1-3 (441-1-049-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示
    - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 9 藤木2-1 (441-1-050-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 10 藤木2-2 (441-1-050-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

11  $\bar{\mathbf{k}}$   $\pm 2 - 3$  (4 4 1 - 1 - 0 5 0 - 3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

12 有水1(441-1-051)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

13 有水2(441-1-052)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

14 水越-1 (441-1-053-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
  (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

15 水越-2 (441-1-053-2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 16 田畑1 (441-1-055)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 17 田畑2-1 (441-1-056-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

18 田畑2-2 (441-1-056-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

19 松/生2(441-2-105)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町七滝

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

20 松/生4(441-2-107)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町七滝、水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 21 松ノ生6(441-2-108)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町七滝

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 22 松/生5 (441-2-109)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町七滝、水越 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 23 藤木3-1 (441-2-110-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 24 藤木 3-2 (441-2-110-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 25 藤木4-1 (441-2-111-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 26 藤木4-2 (441-2-111-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 27 木の末1 (441-2-113)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 28 木の末 2-1 (441-2-114-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本

部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

木の末2-2 (441-2-114-2)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)上益城郡御船町七滝
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 木の末2-3 (441-2-114-3) 3 0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町七滝
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 木の末3-1 (441-2-115-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)上益城郡御船町七滝
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 木の末3-2 (441-2-115-2) 3 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町七滝
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 3 木の末4 (441-2-116)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 有水4(441-2-117)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)上益城郡御船町水越
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 5 有水 5 (441-2-120)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

36 栗山2 (441-2-122)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

37  $\forall 5-1$  (441-2-125-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 $38 \quad \text{ ff } 5-2 \quad (441-2-125-2)$ 

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

40 町 2-2 (441-2-126-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 41 田畑3 (441-2-128)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 42 田畑4-1 (441-2-130-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 43 田畑4-2 (441-2-130-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
    - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 44 上梅木3 (441-2-144)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
    - 上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 45 有水3-1 (441-2-155-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 46 有水3-2 (441-2-155-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
    - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 47 有水3-3 (441-2-155-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり

- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

## 熊本県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域を次のとおり指定する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 上川井野1-2 (445-1-060-2)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡山都町上川井野
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 笹原-1(445-2-131-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)上益城郡山都町小笹
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 丸山2 (446-1-017)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)上益城郡山都町仏原
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 下仏原-1(446-1-018-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)
    - 上益城郡山都町仏原
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 下仏原-2 (446-1-018-2) 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)上益城郡山都町仏原
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 下仏原-3 (446-1-018-3)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

上益城郡山都町仏原

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 丸山1 (446-2-043) 7
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡山都町仏原
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

# 熊本県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域を次のとおり指定する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 白岩戸谷川第二(467-1-016)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 (4)13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 糸原谷川 (467-1-017) 2
  - 土砂災害警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (2)
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)

土石流 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 種原谷川(467-1-018) 3
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿迫

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

- **五**重谷川第二(467-1-019) 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫 (1)
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 銭巻谷川 (467-1-027) 5
  - (1)土砂災害警戒区域の所在地
    - 八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域の表示 (2)
    - 次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (467-1-028)南川内川第二
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 南川内川第三 (467-1-029)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 南川内川本流(467-1-030)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 南川内川第四(467-1-031)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 赤根谷川(467-1-032) 1 0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 下鶴南谷川(467-1-033)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町栗木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本部上木部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本

- 飛石川 (467-2-007) 1 2
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 二重谷川第一(467-2-008) 1 3
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 二重谷川第四(467-2-009)

- 1 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫、栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 栗木川(467-2-016) 1 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 深山谷川第一(467-2-017)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本

部土木部に備え置いて縦覧に供する。深山谷川第二(467-2-018)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町栗木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 天狗谷川第一(467-2-019) 1 8
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 天狗谷川第二 (467-2-020) 1 9
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 杉の谷川第三 (467-2-021) 2 0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。

- 2 1
- 杉の谷川第二(467-2-022) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 杉の谷川(467-2-023)

- 2 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 3 自岩戸(467-1-007) (3)

- (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 日当 (467-1-018) 2 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 野添-1 (467-1-019-1)

- 2 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3) 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 野添-2 (467-1-019-2) 2 6
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)

次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)

急傾斜地の崩壊 (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 野添-3 (467-1-019-3) 2 7
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 落合A(467-1-020)

- 2 8
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 落合-2 (467-1-021-2) 2 9
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 3 0 落合-3 (467-1 -021 -3)
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 落合-4(467-1-021-4)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 落合 - 5 (467-1-021-5)

- 3 2
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
  - 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
  - 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 落合-6 (467-1-021-6) 3 3
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 音川A-1 (467-1-022-1) 3 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 音川A-2 (467-1-022-2) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本

- 3 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 6 音川 A 3 (4 6 7 1 0 2 2 3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 37 音川 C-2 (467-1-023-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町栗木

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 38 音川 C-3 (467-1-023-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 9 赤根B(467-1-024)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 40 下赤根(467-1-025)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 41 上赤根-1 (467-1-026-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 上赤根-2(467-1-026-2) 4 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 上赤根-3 (467-1-026-3) 4 3
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 杉の谷-1 (467-1-027-1) 4 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 杉の谷-2 (467-1-027-2)

- 4 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 杉の谷-3 (467-1-027-3)

- 4 6
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 4 7
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 二重-2 (467-1-028-2)

4 8

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 二重一3 (467-1-028-3) 4 9
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊 (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 二重-4(467-1-028-4) 5 0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿泊

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 二重-5(467-1-028-5)

- 5 1
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 二重-6(467-1-028-6)

- 5 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 二重-7 (467-1-028-7)

- 5 3
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 筒井-1 (467-1-031-1) 5 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 筒井-2 (467-1-031-2) 5 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)
    - 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 筒井-3 (467-1-031-3)

- 5 6
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)
    - 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
    - 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 打越-1 (467-1-032-1) 5 7
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 5 8 打越-2 (467-1-032-2)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 打越-3 (467-1-032-3)

- 5 9
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 打越-4 (467-1032-4)

- 6.0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿泊

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 6 1 打越-5 (467-1-032-5)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 南川内-1 (467-1-033-1)

- 6 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町栗木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 南川内-2(467-1-033-2)

- 6 3
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 南川内-3 (467-1-033-3) 6 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 南川内-4(467-1-033-4) 6 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町栗木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 白岩戸A(467-2-011) 6 6
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

白岩戸C (467-2-012) 6 7

- (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 糸原A-1 (467-2-016-1)

- 6 8
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 糸原A-2(467-2-016-2)

6 9 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 糸原A-3 (467-2-016-3) 7 0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 糸原B (467-2-017) 7 1
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 糸原(467-2-018) 7 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿泊
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 糸原C(467-2-019) 7 3
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 西岩B (音川B) -1 (467-2-024-1) 7 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本

- 西岩 B (音川 B) -2 (467-2-024-2) 7 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 西岩B(音川B)-3(467-2-024-3)

- 7 6
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 音川D (467-2-025) 7 7
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 赤根A(467-2-026) 7 8
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 小俣2(467-2-027)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町栗木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

小俣(467-2-028) 8 0

- (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市泉町栗木
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 $Z \parallel -1$  (4 6 7 - 2 - 0 2 9 - 1) 8 1

(1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町栗木

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 乙川-2 (467-2-029-2)

- 8 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 上ノ門上(467-2-030) 8 3
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 二重2 (467-2-031)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町柿迫
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本

部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

二重3 (467-2-032)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

八代市泉町柿迫

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

南川内A(467-2-036) 8 6

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

南川内 B - 1 (467-2-037-1) 8 7

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)
  - 八代市泉町栗木
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 南川内B-2(467-2-037-2)

- 8 8
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 8 9 南川内 C (467-2-038)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 南川内D(467-2-039)

- 9.0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)八代市泉町栗木
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

### 熊本県告示第315号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の 事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定 により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 島 郁 夫 蒲

- 施行者の名称 人吉市 1
- 2 都市計画事業の種類 人吉都市計画下水道事業人吉公共下水道
- 事業施行期間 昭和50年2月1日から平成34年3月31日まで
- 事業地
  - 収用の部分 (1)変更無し
  - 使用の部分

平成21年4月28日熊本県告示第419号の事業地のうち、人吉市東間下町字 米山地内、瓦屋町字尾原地内、字松ノ尾地内、城本町字鷹木地内、下城本町字平田 地内、字浜川地内、上林町字村山地内、字倉ノ谷地内、願成寺町字梢原地内、字一 二三ヶ迫地内、字笹栗山地内において事業地を変更する。

### 熊本県告示第316号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 藩

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町市ノ俣字森下980番、981番、 999番、1001番、1027番、1028番、1029番1から1029番6まで 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字森下980番・981番・999番・1001番・1027番・1028番・ 1029番1から1029番4まで(以上10筆について次の図に示す部分に限る

。)、1029番5、1029番6 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 熊本県告示第317号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町久連子字日添94番91 (次の図に示 す部分に限る。)、94番101

- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字日添94番91・94番101 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第318号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の 事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定 により次のとおり告示する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 合志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業合志公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年3月1日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1)収用の部分

昭和60年熊本県告示第132号、昭和63年熊本県告示第304号、平成2年 熊本県告示第866号、平成6年熊本県告示第736号、平成12年熊本県告示第 646号、平成15年熊本県告示第1141号、平成21年熊本県告示第232号、 平成23年熊本県告示第337号の事業地に、合志市大字須屋字川添、字船入、字 橋の本、字西谷、字前田、字枉松、字迫田、字畠田、字群窪、字佐土原、字八反坪 及び字下出口を加える。

(2)使用の部分

昭和60年熊本県告示第132号、昭和63年熊本県告示第304号、平成2年熊本県告示第866号、平成6年熊本県告示第736号、平成12年熊本県告示第646号、平成15年熊本県告示第1141号、平成21年熊本県告示第232号、平成23年熊本県告示第337号の事業地に、合志市大字須屋字川添、字船入、字本の本、字西谷、字宿ノ山、字西屋敷、字中園屋敷、字迫田、字高後山、字梨ノ木、字山ノ上、字上ノ原、字松ノ本、字塔ノ本、字柱松、字迫屋敷、字樽山、字荒八町、字前田、字花立浦、字陣の平、字櫨山、字橋口、字小追、字中の平、字霜深、字東京、字紅平、字新開、字三町野、字上出口、字二本松、字西浦、字石の本、字栗山、字郡窪、字池ノ前、字東畑、字梶尾原、字下出口、字七ツ石、字八反坪、字畠田、字郡2、字池ノ本、字佐土原、字榎ノ本、字程、字西大窪、字木実坂、字皮籠山、字地ノ本、字佐土原、字榎ノ本、字窪、字西大窪、字末、字赤松、字沖野、字蛙石、字黒木、字輪渕、字中明午、字松の本、字西海道及び字三ノ角並びに字野々島字南原、字笹原、字木原野、字合志塚、字弁天前、字前原、字丸山及び字駄飼場を加える。

### 熊本県告示第319号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成27年3月27日

		熊本	県知事 浦	島 郁 夫
事業者の名称又	車要託の夕新	事業所の所在地	14 中午 日 口	サービスの種
は氏名	事業所の名称	事業別の別任地   	指定年月日	類
合同会社大成舎	菊鹿リハセンタ	山鹿市菊鹿町下	平成27年	通所介護
菊鹿ケアセンタ	ースマイル	内田1665番	3月20日	
ースマイル		地 1		

# 熊本県告示第320号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月27日

能 木 旧 左n 击	344	<b>É</b> .	<del>-</del> 47	<del></del>
熊本県知事	蒲	島	郁	夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
合同会社大成舎 菊鹿ケアセンタ	菊鹿リハセンタ ースマイル	山鹿市菊鹿町下内田1665番		介護予防通所
ースマイル		地 1		71 H.X

### 熊本県告示第321号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類	類、路線名	及び区域を変更する区間等				
道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員	延長	備考
一般県道	堂園小森 線	上益城郡益城町大字小谷字中 尾葉根 1604番2地先から	前	8.9 ~ 23.8	1485.0	広域連 携交付 金(改
		上益城郡益城町大字杉堂字高   遊原   938番36地先まで	後	19.9 ~	1485.0	築)

区域を変更する期日 平成27年3月27日

熊本県告示第322号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員	延長	備考
一般国道	2 1 2 号	阿蘇市南宮原字村上 336番333地先から 同所	前	21.4 ~ 24.6	30.5	災害復旧
		336番333地先まで	後	21.4 ~ 39.5	30.5	

区域を変更する期日 平成27年3月27日

熊本県告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員	延 長 (メード))	備考
一般県道	竈 門 菰 田 山 鹿 線	山鹿市大字椿井字尾崎 437番1地先から 山鹿市大字椿井字桝形	前	20.3 ~ 67.4	208.0	防安交 (改築 )
		290番地先まで	後	14.1 ~ 41.3	208.0	

区域を変更する期日 平成27年3月27日

# 熊本県告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
-------	-----	-----------	---	----	----	----

			後	(X—Y1)	(X—Y1)	
一般県道	竈門菰田 山鹿線	山鹿市大字椿井字桝形 241番1地先から 山鹿市大字西牧字桜町	前	5.0 ~ 33.6	893.0	単道改
		360番4地先まで	後	6.3 ~ 38.3	893.0	

区域を変更する期日 平成27年3月27日

# 熊本県告示第325号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

Г							
	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (大子))	延 長 (州)	備考
	一般県道	玉名植木	玉名郡玉東町原倉字畑		4.5		単道改
		線	1646番1地先から	前	~	243.0	
			玉名郡玉東町原倉字七ツ松		13.8		
			219番6地先まで		10.4		
				後	~	243.0	
					18.6		

区域を変更する期日 平成27年3月27日

# 熊本県告示第326号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路 の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等 1

<u> </u>	VI PHADA HAVE			
道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木	球磨郡五木村乙字中村	30.0	単道改
	線	1593番地先から		
		同所		
		1594番地先まで		
		球磨郡五木村乙字中村	32.8	
		1605番地先から		
		同所		
		1607番地先まで		

供用を開始する期日 平成27年3月27日

# 熊本県告示第327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路 の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島が大

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
中河間多良 木線	球磨郡多良木町大字槻木字赤松 232番18地先から	71.0	単道改
	同所		
		中河間多良球磨郡多良木町大字槻木字赤松木線232番18地先から	路線名供用を開始する区間(メートル)中河間多良球磨郡多良木町大字槻木字赤松71.0木線232番18地先から 同所

供用を開始する期日 平成27年3月27日

# 熊本県告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字横居木出口1738番2地先から同所1738番2地先まで	31.5	単道改 (舗装)
		八代市二見赤松町字村上 1701番1地先から 同所 1701番1地先まで	38.7	

2 供用を開始する期日 平成27年3月31日

# 熊本県告示第329号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。 その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	西の園中里線	球磨郡水上村大字岩野字西ノ園 3484番3地先から	200.0	元気道改
	1/2/K	同所		
		3 5 1 0 番地先まで		
		球磨郡湯前町下鶴	168.6	
		3001番地先から		
		同所		
		2919番1地先まで		

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日